

事業主様

西日本パッケージング健康保険組合  
理事長 三木 秀一

## 健康保険組合の社会保険手続に係る電子申請システムの運用開始について

平素は、当健康保険組合の事業運営に格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、標記の件に関しまして、1月にご案内しており、事業主様においては準備をすすめていただいていると思います。今般、令和2年8月21日付の厚生労働省通知で、1月のご案内の通り**令和2年11月から電子申請システムの運用が開始**されることになりましたのでご案内いたします。

しかしながら、この電子申請システムの運用についての通知によりますと、日本年金機構の「届書作成プログラム」ではマイナポータル経由で届出できないことが判りました。さらに、「人事・給与ソフト」作成会社に問い合わせると、多くの会社からはマイナポータルに対応しないと回答がありました。

このため、資本金1億円超の事業所は、4月から電子申請が義務化になっておりますが、11月から電子申請ができない可能性がでてきました。また、資本金1億円以下の事業所で電子申請を希望されている場合、電子申請ができない可能性があります。このように重大な問題が発生しましたので、現在、健康保険組合の上部団体である健康保険組合連合会を通じて厚生労働省に問い合わせをしておりますので、情報が入り次第ご連絡させていただきます。

つきましては、11月から電子申請を予定されています事業主様におきましては、電子申請が可能かどうか調査していただき、対応していただきますようお願いいたします。

なお、電子データのCDでの提出は引き続き受け付けますので、今まで同様に送付をお願いいたします。また、現在、紙での届出の事業主様には、再度電子データの提出を検討していただきますようお願いいたします。

電子申請についての相談は、当健康保険組合までお電話（06-6941-4635）をください。

### 記

#### 1 電子データの送信の対応ソフトについて

・マイナポータルの申請APIに対応した「人事・給与ソフト」のみ対応

① お使いの「人事・給与ソフト」作成会社に、マイナポータルに対応したデータのアップロード機能が追加されるかお問い合わせください。

② ①が対応できない場合は、CDでの提出をお願いいたします。

(注) 日本年金機構の「届書作成プログラム」では、健康保険組合向けの申請API機能がないため、健康保険組合のデータをマイナポータル経由で届出できません。

#### 2 マイナポータルのIDについて

・GビズIDを利用します。

GビズIDについては、別添リーフレットの「(※2)」を参照してください。

#### 3 電子申請用のデータ形式

・日本年金機構の届書作成プログラムのCSV形式（KPFD様式）

#### 4 電子申請できる届出

① 報酬月額算定基礎届 ② 報酬月額変更届 ③ 賞与支払届 ④ 資格取得届⑤ 資格喪失届